

同志社大学

2008年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2009年 2月 24日提出

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|------------------|--|-------|
| 法学部 | 准教授 | 松尾 健一 |
| 研 究 題 目 | 種類株式の内容として定めうる事項 | |
| 研 究 成 果 の 概 要 | <p>会社法 107 条および 108 条に定めのある株式の権利内容について、それを定款に定める際の定め方について研究した。とくに株主平等原則との関係で、権利内容の定め方の限界を探ることを中心に研究を進めた。</p> <p>株主平等原則については、ドイツ法の研究と並行して、わが国における従来の議論の整理を行なった。会社法における株主平等原則の内容については、会社法の立案担当者による解説のほか、いくつかの論文が公表された。そのなかには平等原則と種類株式について触れたものもあり、そこに示された見解と、私見とを対比する形で一つの論稿にまとめ、同志社法学 号 頁以下に「株主平等原則と種類株式制度に関する一考察」として公表した。</p> <p>このほか、ドイツにおける議論についても整理が進み、一定の研究結果が得られた。また、イギリス法については、主として、株式発行後の権利内容の変更に関する同国の判例理論をまとめた論稿が、近く公表される予定である。</p> | |